

介護老人保健施設おおくすの郷 運営規程

制定	平成12年12月	1日
改正	平成12年12月	22日
改正	平成14年	1月 9日
改正	平成14年	3月 1日
改正	平成14年	3月28日
改正	平成15年	2月 1日
改正	平成15年	3月31日
改正	平成16年	3月10日
改正	平成17年	9月21日
改正	平成18年	1月23日
改正	平成18年	3月24日
改正	平成21年	3月30日
改正	平成21年	9月28日
改正	平成26年	4月 1日
改正	平成27年	4月 1日
改正	平成27年	8月 1日
改正	平成27年12月	1日
改正	令和 1年10月	1日
改正	令和 3年10月	1日
改正	令和 4年 1月20日	
改正	令和 5年 4月 1日	
改正	令和 6年 4月 1日	
改正	令和 6年 8月 1日	
改正	令和 6年10月 1日	
改正	令和 7年 6月 1日	

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団恵慈会の開設する介護老人保健施設おおくすの郷（以下「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年10月23日千葉県条例第68号）第10章及び第12章に定める条例及び「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24年10月23日千葉県条例第72号）の規定並びに「指定介護予防サービス等の事業の人員設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年10月23日千葉県条例第69号）第10章及び第12章に定める条例によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正な運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓

練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

ア 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

イ 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

ウ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(4) 指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

ア 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行う。

イ 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行う。

ウ 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上並びに心身機能の維持回復を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 介護老人保健施設サービス及び指定短期入所療養介護サービスの提供の業務に当たる職員は、当施設が併せて行う指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供の業務を兼務するものと

する。

2 指定通所リハビリテーションサービスの提供の業務に当る職員は、当施設が併せて行う指定介護予防通所リハビリテーションサービスの提供の業務を兼務するものとする。

3 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション		職 務	備 考 (兼務等の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管理者 (施設長)	人 1	人	人	人	施設、職員及び業務の管理	医師を兼務
医師	1				利用者の健康管理	
薬剤師		0.4			薬の調剤	
看護職員	10				利用者の看護	介護支援専門員を兼務
介護職員	24		4		利用者の介護	
支援相談員	1				利用者家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0.6	0.4	0.4		機能回復訓練の実施	
管理栄養士	1				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1				ケアプランの策定	
調理員	6				入所者の食事調理	
事務職員	4				事務全般	
その他職員						
合 計	49.6	0.8	4.4			

非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 100名 (うち認知症専門棟 0名)
(指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を含む。)
- (2) 指定通所リハビリテーション 30名

(指定介護予防通所リハビリテーションを含む。)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（利用約款）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 - ア 医療・看護・介護の各サービス
 - イ 入浴
 - ウ 機能訓練
 - エ 食事
 - オ 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
 - カ レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定通所リハビリテーション
 - ア 医療・看護・介護の各サービス
 - イ 入浴
 - ウ 機能訓練
 - エ 食事
 - オ 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
 - カ 送迎サービス
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護
第1号に定めるサービス及び送迎サービス
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション
第3号に定めるサービス

(設備の共用)

第7条の2 施設が、介護老人保健施設サービスの提供のために整備した設備は、当施設が併せて行う指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供に共用するものとする。

2 施設が、指定通所リハビリテーションサービスの提供するために整備した設備は、当施設が併せて行う指定介護予防通所リハビリテーションサービス提供に共用するものとする。

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による割合とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は、別表1のとおりとする。

4 当施設のサービスを受ける利用者（指定短期入所療養介護利用者、指定介護予防短期入所療養介護利用者、指定通所リハビリテーション利用者及び指定介護予防通所リハビリテーション利用

者を除く。)からは、入所時に一時預り金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等別表1に定める費用の合計2か月分相当額を預かる。この一時預り金は、当該利用者に未納利用料が生じた場合その支払いに当てるものとし、残額は退所時に一括返還しなければならない。また、一時預り金は、この目的以外に使用してはならない。

5 「食費」及び「居住費（滞在費）」において、厚生労働省が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別表1の添付資料による。

6 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容及び費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時40分から
- (2) 昼食 午後 零時から
- (3) 夕食 午後 6時から

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第10条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始の休業日は除く。
- (2) 営業時間 午前 9時から午後 5時までとする。（送迎時間を除く。）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎の実施地域等）

第11条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、香取市及び旭市の区域とする。

2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、香取市及び旭市の区域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第13条 利用者は、外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

（衛生保持）

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、うち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。
- 3 施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条に定める設備を備え、その機能等を維持し、管理するため年2回以上、定期に、点検資格者による点検を行うものとする。
- 4 施設は、非常災害に備え、迅速かつ円滑な災害救助活動ができるよう全職員の役割を定め、あらかじめ周知するものとする。非常時緊急連絡及び非常時招集の方法についても同様とする。
- 5 施設は、平素における火災予防及び地震時の出火防止並びに非常時の避難路の確保等に資するため建物、消防用設備、火気使用設備器具、危険物施設等についてその適正な機能の維持、配置等を確認するため自主的に定期点検を行うものとする。
- 6 施設は、火災以外の防災対策にも配慮し、適切な計画を立て、職員に周知すると共に、災害訓練の実施に当たっては、その発生も想定して行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第16条の2 施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスに対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(要望・ご意見処理)

第17条 施設は、別表2に定める要望・ご意見処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの要望・ご意見に迅速かつ適切に対応するものとする。

(介護事故発生防止対策)

第17条の2 施設は、利用者に対する介護保険等のサービスの提供による事故の発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生したときの対応及び事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じたときの報告の方法並びに日頃の防止対策等が記載された事故発生防止のための指針を整備するものとする。

- (2) 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備するものとする。
 - (3) 事故発生防止のための委員会を設置し、1月に1回程度開催し(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)その結果を職員に周知徹底するものとする。
なお、この委員会は施設内の安全対策を担うものとする。
 - (3)の2 (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。
 - (4) 看護職員、介護職員及びその他の職員に対し、事故防止に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (5) 介護事故発生の状況、背景、事故の態様等を集計分析し、その原因、結果等を取りまとめ、再発防止のための措置等を職員に周知するものとする。
- 2 施設は、利用者に対する介護保健等のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに香取市、千葉県及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、利用者に対する介護保健等のサービス提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理)

- 第17条の3 施設は、利用者等の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
- 2 前項の措置に必要な場合は、取扱指針等を策定し、職員に周知するものとする。

(感染症対策)

- 第17条の4 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、1月に1回程度開催しその結果を職員へ周知徹底するものとする。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策指針を策定し、職員に周知徹底するものとする。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を行うものとする。
 - (4) はじめて施設を利用する者について感染症に関する事項も含めた健康状態を確認するものとする。ただし、確認の結果、感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものであることに留意するものとする。
- 2 感染症の発生が疑われるときは、対処手順に従い速やかに対応し、施設長に報告する他、必要に応じ保健所等に届け出るものとする。

(褥瘡発生防止対策)

- 第17条の5 施設は、入所利用者等に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するため次のような体制を整備するものとする。
- (1) 看護、介護職員に褥瘡に関する基礎的知識を普及させる。
 - (2) 褥瘡予防のため、日常的なケアにおいて看護、介護職員等が実施すべき事項を修得させ、もって褥瘡発生の予防効果の向上をはかる。
 - (3) 褥瘡ハイリスク者に対し褥瘡予防のための処置計画の作成及び実践、評価を行う。
 - (4) 施設内の褥瘡予防対策を担当させるため、専任の看護師を置くように努める。
 - (5) 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。

- (6) 施設における褥瘡対策のための指針を整備する。
- (7) 看護、介護職員に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続研修を実施するものとする。

(安全管理体制)

第17条の6 施設は、利用者等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、職員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師及び家族への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) サービスの提供に当たり、転倒防止の観点から余計な物品等を放置しない等転倒等を防止するための環境整備に努めるものとする。
- (3) サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めるものとする。
- (4) サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第17条の7 施設は、介護保健等のサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 前項の身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。
- 3 施設は、身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 施設における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第17条の8 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制を整備する。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。(虐待防止に関する責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、介護相談の受入等)
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(協力病院)

第18条 協力病院は、次のとおりとする。

- (1) 協力病院名 県立佐原病院
診療科目 内科、外科、整形外科、脳神経外科 等
所在地 千葉県香取市イ2285番地

- (2) 協力病院名 香取おみがわ医療センター
診療科目 内科、外科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科、整形外科、
脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科、眼科、麻酔科
所在地 千葉県香取市南原地新田438番地
- (3) 協力歯科医療機関名 根本歯科医院
所在地 千葉県香取市府馬2797番地

(会計の区分)

第19条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団恵慈会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日改正)

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年1月9日改正)

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則 (平成14年 3月 1日改正)

この規程は、千葉県知事の許可のあった日(千葉県高指令第216号平成14年3月29日許可)から施行する。

附 則 (平成14年 3月28日改正)

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成15年 2月 1日改正)

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成15年 3月31日改正)

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成16年 3月10日改正)

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成17年 9月21日改正)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成18年 1月23日改正)

この規程は、平成18年 1月25日から施行する。

附 則 (平成18年 3月24日改正)

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 3月30日改正)

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 9月28日改正)

この規程は、平成21年10月 1日から施行する。

附 則 (平成26年 4月 1日改正)

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成27年 4月 1日改正)

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 8月 1日改正）

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則（平成27年12月 1日改正）

この規程は、平成27年12月 1日から施行する。

附 則（令和 1年10月 1日改正）

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 1月20日改正）

この規程は、令和 4年 1月20日から施行する。

附 則（令和 5年 4月 1日改正）

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 6年 4月 1日改正）

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 6年 8月 1日改正）

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。

附 則（令和 6年10月 1日改正）

この規定は、令和 7年 6月 1日から施行する。

附 則（令和 7年 6月 1日改正）